



【令和8年度要求額 451百万円（233百万円）】

再資源化事業等高度化法に基づき、再生材の質と量を確保し、経済成長、地方創生、経済安全保障につなげます。

1. 事業目的

資源循環を進めていくため、再資源化事業等高度化法に基づき、製造側が必要とする質と量の再生材が確実に供給されるようにするとともに、資源循環産業の発展を目指す。

2. 事業内容

■ 高度再資源化事業計画等における認定審査等業務

- ① 高度再資源化事業計画等に係る認定審査業務
- ② 廃棄物処分業者等における施行状況調査

■ 再資源化情報報告・公表システム維持管理等業務

- ① 再資源化情報報告・公表システムの維持管理等業務
- ② 製造業等と資源循環産業とのマッチングシステムの設計・構築

■ 再資源化に係る動静脈連携による資源循環情報活用推進費

- ① 優良産廃処理業者の更なる成長のための情報発信強化
- ② 産業廃棄物処理業の健全でクリーンな成長のための支援事業
- ③ 電子マニフェスト普及啓発事業等

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和6年度～

4. 事業イメージ

- 令和6年3月15日に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案」について閣議決定し、第213回国会で成立。
- 本法においては、**脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進**するため、**基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表**、再資源化事業等の高度化に係る**認定制度の創設等の措置**を講ずる。

基本方針の策定

- ・再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、環境大臣は、**基本方針を策定し公表**するものとする。

再資源化の促進（底上げ）

- ・再資源化事業等の高度化の促進に関する**判断基準の策定・公表**
- ・特に**処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告・公表**



再資源化の高度化に向けた**全体の底上げ**

再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

- ・再資源化事業等の高度化に係る**国が一括して認定を行う制度を創設**し、生活環境の保身に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の各種の特例**を設ける。

※認定の種類（イメージ）

＜①事業形態の高度化＞
 > 製造側が必要とする**質・量の再生材を確保**するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進



例：ペットボトルの水平リサイクル
商品名例：PETボトルのリサイクル資源株式会社（PETボトルリサイクル株式会社）

＜②分離・回収技術の高度化＞
 > **分離・回収技術の高度化に係る施設設置**を促進



例：ガラスと金属の完全リサイクル
商品名例：大阪府堺区堺のガラスと金属の完全リサイクル株式会社（ガラスと金属の完全リサイクル株式会社）

＜③再資源化工程の高度化＞
 > 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進



例：AIを活用した高効率資源循環
商品名例：産業廃棄物処理会社（AI）を活用した高効率資源循環株式会社